

I. 法人の概要

1. 法人の沿革

公益財団法人ひかり協会は、森永ひ素ミルク中毒被害者の救済事業を実施する公益法人として設立された。

森永ひ素ミルク中毒事件（1955年）から法人の設立（1974年）、及び事業などの今日までの主な経緯は次のとおりである。

（1）法人設立前の沿革

- 1955年6～8月 西日本一帯の人工栄養児に「奇病」発生
- 8月 岡山県衛生部が「森永ドライミルク中よりひ素検出」と発表
- 9月 森永ミルク被災者同盟全国協議会結成
(事件は「解決」したとし1956年4月解散)
- 1969年10月 丸山博大阪大学教授が「14年目の訪問」発表（第27回公衆衛生学会）
- 11月 全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」発足
- 1972年6月 厚生省が被害者手帳の交付を表明
- 8月 「守る会」が「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」（恒久対策案）決定
- 12月 「守る会」が森永製品の不買(売)と民事訴訟を決議
- 1973年10月 厚生省の呼びかけにより、厚生省・「守る会」・森永乳業で構成する三者会談を開始
- 12月 三者会談確認書を締結（救済機関の設置など）

（2）法人設立後の沿革

- 1974年4月 財団法人ひかり協会設立
- 6月 協会が「暫定措置」の事業を開始
- 9月 協会が名簿にもとづき全保護者に挨拶状と協会との連絡希望のアンケート調査票を発送
- 1978年9月 協会が「救済事業のあり方」を決定
- 1982年4月 協会が被害者本人の面接を基本とした「健康と生活」の定期的実態把握調査事業を開始
- 8月 第15回三者会談が協会を三者会談の構成団体とすることを決定（以後「三者会談」と表示）
- 1983年6月 「守る会」は、会員資格を親族及び被害者とし、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称
- 11月 協会が疫学調査を大阪府立成人病センターに委託
- 1985年3月 労働省が「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県に通知
- 11月 協会が「30歳代をむかえての被害者救済事業のあり方」を決定

- 1988年11月 厚生省が「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」を開催（その後、政令市も加え毎年開催。2011年度より全都道府県・政令市・特別区を対象とし、全国担当係長会議とした。）
- 1991年7月 厚生省が「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県に通知
- 1994年11月 協会が「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を決定
- 1995年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件40周年祈念式典を開催（和歌山県高野山）
- 1999年3月 協会が“「事務局体制の改革構想」の具体化について（ブロック制実施要綱）”を決定
 - 4月 事務局体制をブロック制に移行
- 2002年3月 ブロック制実施要綱による救済事業の「第一次10ヵ年計画」（障害のある被害者の将来設計実現の援助と自主的健康管理の援助事業の充実）を決定
- 2005年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件50周年記念式典を開催（和歌山県高野山）
- 2007年1月 厚生労働省が「ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力」を障害福祉課長との連名で都道府県に通知
- 2010年7月 評議員設置特例財団法人の認可及び登記
 - 11月 ブロック制実施要綱による救済事業の第二次10ヵ年計画を決定
- 2011年3月～4月 公益財団法人の認定及び登記
- 2012年4月 地区センター事務所を中心とした運営（県事務所統廃合）に移行
- 2013年2月 厚生労働省が「ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力」を老健局3課長との連名で都道府県に通知
- 2014年8月 厚生労働省が「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱い」を都道府県に通知
- 2014年12月 厚生労働省が「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供（依頼）」を都道府県に通知
- 2015年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件60周年記念式典を開催（和歌山県高野山）

(3) 被害者の状況（2016年3月31日現在）

被害者総数	13,442名
内、常時協会との連絡を希望する者	5,580名

2. 法人の目的及び事業

(1) 法人の目的（定款第3条）

この法人は、森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査・研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の

向上に資することを目的とする。

(2) 法人の事業（定款第4条）

- ① 被害者の継続的健康管理に関する事業
- ② 被害者の治療・養護に関する事業
- ③ 被害者等の生活保障又は援護に関する事業
- ④ 被害者の教育及び保護育成に関する事業
- ⑤ 被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
- ⑥ 前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
- ⑦ 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
- ⑧ その他前条の目的を達成するために必要な事業

上記の事業は、全被害者を対象に行うものとする。

上記の事業は、日本全国において行うものとする。

3. 役員等の状況

(1) 評議員（2016年3月31日現在）

氏名	備考
井上 慶郎	せとメンタルクリニック院長（医師）／岡山県地域救済対策委員会委員長
江浪 朝一	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長
大井田 隆	日本大学医学部公衆衛生学教授
大前 哲彦	大阪体育大学教授／大阪府地域救済対策委員会委員長
岡 孝治	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局次長
片岡 伸好	森永乳業株式会社顧問
栗栖 円	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
桑田 正彦	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部理事長
齋藤 紀	医療生協わたり病院（医師）／広島県地域救済対策委員会委員長
芝池 伸彰	埼玉県赤十字血液センター所長（医師）
高井 康行	元厚生労働省企画情報課長
田中 喜代史	公益財団法人 日本検疫衛生協会 常務理事
廣田 良夫	保健医療経営大学 学長（医学博士）
前川 幸範	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
港 毅	森永乳業株式会社取締役常務執行役員・渉外副本部長
村山 晃	京都第一法律事務所（弁護士）／京都府地域救済対策委員会委員長
森田 隆史	森永乳業株式会社渉外部長
柳澤 享	北九州市障害者基幹相談支援センター長／福岡県地域救済対策委員会委員長
山田 真	八王子中央診療所理事長（医師）／東京都地域救済対策委員会委員長
吉本 勝彦	徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部教授／徳島県地域救済対策委員会委員長

合計：20名

(2) 理事及び監事 (2016年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長 (代表理事)	遠藤 明	公益社団法人生駒会松戸診療所所長 (医師)
専務理事	前野 直道	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長
常務理事	平松 正夫	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局長
〃	塩田 隆	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局長次長
理事	松田 朗	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会顧問 (医師)
〃	大島 明	大阪府立成人病センター顧問 (医師)
〃	金子 武嗣	金子・中・橋本法律事務所 (弁護士)
〃	小山 秀夫	兵庫県立大学大学院経営研究科医療マネジメント専攻教授
〃	小林 八郎	森永乳業株式会社代表取締役副社長・渉外本部長
〃	藤崎 清道	日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター副所長 (医師)
監事	小幡 寛子	公認会計士・税理士
〃	中島 洋	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長

合計：12名

注記-2016年3月末日までの理事及び監事の異動状況

ア. 就任理事

氏名	備考	就任年月日
理事 藤崎 清道	日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター副所長 (医師)	2015年6月7日

(3) 相談役 (2016年3月31日現在)

氏名	備考
三浦 大助	元佐久市長 (医師)
伊多波 重義	弁護士

合計：2名

(4) 専門委員会委員

①救済事業専門委員会委員 (2016年3月31日現在)

職名	氏名	備考
委員長	郷地 秀夫	東神戸診療所所長 (医師)
副委員長	峰島 厚	立命館大学産業社会学部特別任用教授
〃	佐治 文隆	市立芦屋病院事業管理者 (医師)
委員	埜田 和史	滋賀医科大学社会医学講座衛生学部門准教授
〃	宮野 栄三	社会医療法人平和会吉田病院院長 (医師)
〃	青木 佳史	きづがわ共同法律事務所 (弁護士)
〃	齋藤 紀	医療生協わたり病院医師 (医師)
〃	中村 泰	神戸医療生活協同組合生協きたすま歯科所長 (歯科医師)
〃	長江 浩朗	徳島赤十字病院副院長 (医師)

合計：9名

注記－2016年3月末日までの委員の異動状況

ア. 退任委員

職名	氏名	備考	退任年月日
委員	植田章	佛教大学社会福祉学部教授	2015年3月31日

②認定委員会委員（2016年3月31日現在）

職名	氏名	備考
委員長	大深忠延	大深法律事務所（弁護士）
委員	上畑鉄之丞	国立公衆衛生院名誉教授（医師）
〃	青木佳史	きづがわ共同法律事務所（弁護士）
〃	圓藤吟史	大阪市立大学大学院名誉教授（医師）

合計：4名

4. 事務所の状況 (2016年3月31日現在)

事務所	所在地	電話/FAX
法人事務所 (本部事務局)	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館2F	(06)6371-5304 ◎(06)6371-5348
《関東ブロック》		
関東地区 センター事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4-1 新宿Qフラットビル607	(03)3352-0972 ◎(03)3352-1040
《東近畿ブロック》		
東近畿地区 センター事務所	〒604-0993 京都市中京区寺町通り夷川上ル 久遠院前町671-1 寺町エースビル2F	(075)231-2421 ◎(075)231-2432
奈良出張所	〒634-0006 橿原市新賀町235-6 橋本ビル4F5号	※(0744)24-1587
《西近畿ブロック》		
西近畿地区 センター事務所	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館4F	※(06)6371-2160
和歌山出張所	〒640-8269 和歌山市小松原通1-1-7 (株)サンケイビル2F-A室	※(073)433-1743
《東中国ブロック》		
東中国地区 センター事務所	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル4F	(086)232-3855 ◎(086)232-3027
島根出張所	〒690-0046 松江市乃木福富町263-7	※(0852)24-9511
《西中国ブロック》		
西中国地区 センター事務所	〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル301号	(082)263-7035 ◎(082)263-7238
山口出張所	〒745-0032 周南市銀座2-24-2 SUNAMIビル2F	(0834)31-3283 ◎(0834)31-3285
《四国ブロック》		
四国地区 センター事務所	〒770-0841 徳島市八百屋町1-14 三井生命徳島ビル5F	(088)653-4859 ◎(088)615-1643
愛媛出張所	〒790-0001 松山市一番町1丁目5-14 八束ビル2F201	(089)921-4805 ◎(089)921-6050
《九州ブロック》		
九州地区 センター事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目10番23号 新幹線ビル4F	(092)441-0253 ◎(092)441-0279

注記：表中の※印は電話・FAX兼用、◎印はFAX専用。